

『國學院大學 経済学研究』投稿規程

(目的)

第1条 本大学院経済学研究科は大学院の使命に基づき、機関誌として『國學院大學 経済学研究』(以下「紀要」)を年一回発行する。

(投稿の資格)

第2条 紀要に投稿することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 経済学研究科の教員及び特別研究員。
- (2) 博士課程前期・後期在籍者のうち特に指導教員から推薦のあった学生。
- (3) 特別研究生のうち特に指導教員から推薦のあった者。
- (4) 博士課程前期・後期修了者、後期において所定の単位を修得のうえ退学した者のうち特に指導教員および研究科委員会から推薦のあった者。
- (5) (1)～(4)との共同執筆者。

(原稿の種類)

第3条 紀要に掲載する原稿の種類はつぎのいずれかとする。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 翻訳
- (4) 経済学研究科委員会推薦論文
- (5) その他

(原稿の書式)

第4条 投稿者は、次の各号に掲げる執筆要領に従って原稿を作成するものとする。

- (1) 投稿原稿には、日本語タイトル及び英文タイトルを記載するものとする。
- (2) 投稿原稿には、日本語及び英語による要約文を添付するものとし、和文要約は400～600字程度、英文要約は200～300語程度とする。
- (3) 要約の後に、論文等の内容に関係が深いキーワードを5語以内で記載するものとする。
- (4) その他の原稿の書式は、紀要編集委員会が定めた執筆要領に従って原稿を作成するものとする。

2 投稿者が第2条(2)～(4)に掲げる者である場合は、指導教員等の承認印を得なければならない。

(投稿手続き)

第5条 投稿者は、原稿提出締切日までに紀要編集委員会宛てに、出力原稿1部及び当該原稿の電子ファイルを提出しなければならない。

2 その他の投稿手続きについては、紀要編集委員会が別に定める執筆要領に従うものとする。

(原稿の審査、掲載等)

第6条 投稿された原稿は、紀要編集委員会が査読し、掲載の可否を決定する。査読の詳細については別に定める。

2 掲載可とされた原稿の掲載順序及び印刷の様式等は、紀要編集委員会が決定するものとする。

3 掲載する原稿の修正は初校までとし、定められた期間内に行う。

(著作権の許諾)

第7条 紀要に投稿された論文等の著作権は、その著作者に帰属する。

2 投稿された原稿に、投稿者以外の者が著作権を保有する著作物を使用する場合は、引用に該当する場合を除き、投稿者が、当該著作物を使用することについて、当該著作物の著作者の承諾を得なければならない。

3 投稿された原稿が、投稿者以外の者が創作した著作物を原著作物とする翻訳、翻案等の二次的著作物に該当するときは、投稿者が、原著作物についての使用行為について原著作者の承諾を得なければならない。

(國學院大學学術情報リポジトリへの登録)

第8条 紀要に掲載された論文については、國學院大學学術情報リポジトリ運用規程に基づき登録される。

(転載)

第9条 紀要に掲載された論文等の一部または全部を他の出版物、印刷物に転載するときは、事前に紀要編集委員会へ通知しなければならない。

(雑則)

第10条 第5条第1項において提出された投稿論文の原稿は、投稿者に返却しない。

2 紀要に掲載された論文等については、別刷り50部を贈呈する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、紀要編集委員会の議を経て、経済学研究科委員長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月10日から施行する。